

朝日大学情報教育研究センター規程

平成7年4月1日
制定

(目的)

第1条 この規程は、朝日大学学則第60条第5項の規定に基づき、朝日大学情報教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 センターは、情報処理教育及び電子計算機を利用した研究の支援並びに施設の共同利用に必要な業務を行う。

(施設)

第3条 センターが所管する施設・設備は、次のとおりとする。

- (1) 朝日大学情報ネットワーク（A U - N E T、以下「情報ネットワーク」という。）
- (2) パソコン教室1、2、3、4
- (3) オープン利用室
- (4) 情報処理研究室1、2、3、4
- (5) 7号館2階資料室、7号館2階準備室
- (6) LL教室1、2
- (7) 語学自修室
- (8) LL準備室

(職員)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長 1名
- (3) センター員 若干名
- (4) 事務系の職員 若干名

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を統括する。

2 センター長の選任は、朝日大学役職者選任規程の定めるところによる。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務にあたる。

2 副センター長の任期及び選任は、朝日大学役職者選任規程第3条及び第4条の規定を準用する。

(センター員)

第7条 センター員は、センター長の命により、次の事項を担当する。

- (1) 情報教育の研究

- (2) 全学の情報教育研究の支援
 - (3) 施設の調査、企画
 - (4) 情報ネットワークの調査、企画
 - (5) 全学的情報処理教育施策の検討、企画
 - (6) 情報ネットワークセキュリティの保全に関し必要な事項
- 2 センター員は、各学部から選出された各1名で構成し、理事長が任命する。センター員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務系の職員)

第8条 事務系の職員は、本学事務職員等をもってあて、センター長の命により、センターの業務にあたる。

- 2 事務系の職員の服務に関する管理は、前項の定めにかかわらず事務局長が行う。

(運営委員会)

第9条 センターの管理運営に関する基本的事項について審議するために、朝日大学情報教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 朝日大学経営学部電子計算機室規程（平成3年7月2日制定）は廃止する。

附 則

この改正は、平成10年5月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 この規程の改正時に選出された委員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則（平成19年6月29日）

この改正は、平成19年6月29日から施行する。

附 則（平成23年2月24日）

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 朝日大学情報ネットワークセキュリティ委員会規程（平成15年10月23日制定）、情報ネットワークセキュリティポリシー策定部会規程（平成15年10月23日制定）、情報ネットワーク事故対応部会規程（平成15年10月23日制定）及び情報ネットワークセキュリティ教育部会規程（平成15年10月23日制定）は、廃止する。

附 則（2014年2月27日）

- 1 この改正は、2014年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正時に選出されたセンター員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、2015年3月31日までとする。